

議案第 65 号

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 80 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 11 月 29 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されたことを踏まえ、関係する条例の規定について、国と同様の措置を講ずるとともに、引用する法令の条項の整理その他所要の整理を行うため、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日(次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その<u>支給</u>を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日(次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その<u>支給</u>を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項</p>

の規定により失職した職員

(3)及び(4) (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の人事評価その他の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3から5まで (略)

(休職者の給与)

第24条 (略)

2から4まで (略)

5 職員が法第27条第2項の規定に基づく

の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)及び(4) (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の人事評価その他の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3から5まで (略)

(休職者の給与)

第24条 (略)

2から4まで (略)

5 職員が法第27条第2項の規定に基づく

<p>休職の事由に関する条例で定める場合の<u>いずれかに</u>該当して休職にされたときは、その休職の期間中、市規則で定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>6 法第27条第2項及び第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、<u>前各項</u>に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</p> <p>7 第2項、第3項<u>又は</u>第5項に規定する職員が、<u>これらの規定に</u>規定する<u>期間内</u>で第20条第1項に規定する基準日前1カ月以内に退職し、<u>又は</u>死亡したときは、<u>同項</u>の規定により市規則で定める日に、<u>それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の例</u>による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>8 (略)</p>	<p>休職の事由に関する条例で定める場合の<u>一に</u>該当して休職にされたときは、その休職の期間中、市規則で定めるところに<u>従い</u>、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>6 法第27条第2項及び第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、<u>前5項</u>に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</p> <p>7 第2項、第3項<u>または</u>第5項に規定する職員が、<u>当該各項に</u>規定する<u>期間</u>で第20条第1項に規定する基準日前1カ月以内に退職し、<u>若しくは</u>法第16条第1号に<u>該当して</u>法第28条第4項の規定により失職し、<u>または</u>死亡したときは、<u>同条同項</u>の規定により市規則で定める日に、<u>当該各項の例</u>による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>8 (略)</p>
--	---

(取手市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 取手市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例(昭和30年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特に失職しないものとする<u>ことができる</u>。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特に失職しないものとする<u>ことができる</u>。</p> <p>2 (略)</p>

(取手市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 取手市職員の旅費に関する条例(昭和32年条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第3号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p> <p>4及び5 (略)</p> <p>6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令を<u>取り消され</u>、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、市規則の定めるところによりその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第3号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p> <p>4及び5 (略)</p> <p>6 第1項、第2項、<u>第4項及び前項</u>の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令を<u>取消され</u>、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、市規則の定めるところによりその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。</p> <p>7 (略)</p>

(取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正)

第4条 取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成6年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業の許可)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前2項の許可の申請が次の<u>各号</u></p>	<p>(業の許可)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前2項の許可の申請が次の<u>各号</u></p>

<p>のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する者</u></p> <p>イからエまで (略)</p> <p>4から6まで (略)</p>	<p>に適合していると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>法第7条第5項第4号イからヌまでの一に該当する者</u></p> <p>イからエまで (略)</p> <p>4から6まで (略)</p>
---	---

(取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
 第5条 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>3 (略)</p>

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市職員の給与に関する条例及び取手市職員の旅費に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後に支給する期末手当及び勤勉手当並びに旅費について適用し，同日前に支給した期末手当及び勤勉手当並びに旅費については，なお従前の例による。